

令和2年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第1号）

1 令和2年12月8日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

4番	浜 田 明 利	5番	水 橋 直 行
----	---------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	西 田 光 也	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	柿 本 賢 士	会 計 課 長	石 田 修 次
福 祉 課 長	池 田 真 二	保健衛生課長	竹 下 良 二
地域経営課長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上下水道課長	河 田 昭 司	教 育 課 長	有 田 芳 徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより令和2年第4回大崎上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において浜田明利議員、水橋直行議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は7日間に決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条の第9項の規定により、令和2年定期監査結果報告書と、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和2年8月から令和2年10月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） おはようございます。

本日は1問、竹原港駐車場について質問をさせていただきます。

竹原港駐車場の有料化により、大きな変化が生じました。駐車マナーの改善などメリットもありましたが、島民にとっては料金が発生することになり、また駐車台数が減少するなどデメリットも目立つように思います。竹原市が実施した事業であり、町としては介入

できないのですが、町として他の駐車場を借り上げる構想などもあったと思われま。それらがどうなったのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

閑田議員の言われたとおり、竹原港駐車場の整備については、駐車場の収容可能容量を超えた利用により、駐車スペース以外への駐車や他車両の移動が困難となるような無秩序な駐車、また不法放棄車両等があり、管理者として竹原市が竹原港北崎地区の駐車場をより適正に管理していくことを目的に整備したものです。町として他の駐車場を借り上げる構想があったと思うがということにつきましては、当初竹原市から示された整備後の市営月ぎめ駐車可能台数が70台と整備前の駐車台数と大きく乖離していたため、町民利用者の方などの利便性の確保を図ることを目的に、町が港近くの土地を借り上げ、駐車場を運営することについて検討を進めておりました。その後、市営月ぎめ駐車台数が123台へと53台増とされたこと、また民間の月ぎめ駐車台数についても増が図られたことなどから一時中断している状況にあります。また、竹原市との協議において、現在民間駐車場に余裕がありますが、今後民間駐車場に不足を生じる状況となった場合は新たな市営駐車場の整備を検討するとの回答を得ておりますので、当面は今後の動向を注視し、状況の変化に応じて速やかに竹原市に対し、申入れ、協議を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 以前からこの駐車場に関して、駐車場ということに限らず港の利用に関して少し竹原市のほうが町に対して後ろ向きなような雰囲気が見れていたんですけども、ここ最近はちょっとそういった状況が変化してきているということでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 閑田議員のおっしゃられるとおり、竹原市との協議の中でも町の要望等については可能な限り協力していくというふうに伺っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） それから、市営駐車場、新たな整備も検討するということ、それからまた民間の駐車場等もあるということですけども、この駐車場を利用する方、どのぐらいおられてかちょっと私も把握はしておりませんが、町民の方が通勤や通院等で利用されている割合が結構あると思うんですけども、そういった方々が新たに借りたいとき

にそれを周知する、例えば民間駐車場とかといったものがどこにあるのか島民の方にはなかなか分からないと思うんですけども、それをどのように周知していくのか。これはもちろん竹原市さんと協力しながらやっていかなければならないことなんでしょうけども、その周知がきちっと適切に行われないと利便性の向上にはつながらないと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 市営の駐車場につきましては、駐車場の入り口の看板のところで掲示をしておりますが、通常は海の駅の2階のところの事務所で受付、申込みを受けておりますが、今閑田議員がおっしゃられたように町民利用者の方が今後希望される場合の周知については、待合所ですとか切符売場ですとかのところに貼り紙をして、こういうところが空いている、またここへ問い合わせてくださいというような周知ができるように竹原市のほうと連携して進めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） よしあしは別として、無料で使えていた駐車場が有料化になった、有料化したことで、町民の方に対して負担も生じているわけですね。ただ、適正な管理という観点からすれば致し方ないのかなと思ってはいるんですけども、今後利便性がきちんと向上していくよう竹原市さんと連携しながら努めていただければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

続いて、前田 太議員の発言を許します。

前田議員。

○8番（前田 太君） 本日は2問通告させていただいております。どちらも過疎、高齢化に関わる本町の基本的な重大な問題に関わる問題であろうかと存じておりますが、まず1問目の耕作放棄地の対策強化をという質問でございます。

耕作放棄地による直接的あるいは間接的に町民の生活に負の影響が及ぶ事例が多いことを憂慮しております。端的には、降雨による土砂流出での水路や一般道路、里道の閉塞、民家及び宅地へ土砂が流入する被害があります。また、雑木の成長で家屋が危険にさらされている事例もあります。耕作地を放棄するに至る事情は察して余りある場合が多いとはいえ、そのことで被害を引き起こし、ひいては災害につながるおそれが多分にあると考えております。

私は平成29年第2回定例会において、土石流の発生元が特定できれば物権的妨害排除請求権で土砂排除の請求を、今にも被害発生の原因になりそうな箇所には物権的妨害予防請求権で対策を請求すべきではと質問しました。対するご答弁は、土石排除の請求は流出元の特定が困難であり、自然災害については原則的に請求できないと考える。予防請求も、危険予測について場所が特定できれば請求も可能だが、判定には主観的な差があり困難とし、指導、お願いをしていくとのことでした。もとより、行政指導とは相手方の任意の協力によってのみ実現するもので、強制力はないのが建前です。相手方が変わったとしても、通常は包括承継人、つまり相手方の権利義務を一括して継承する者で、例えば例を挙げますと相続人、これが一番多い例だと思いますが、存在するものでございます。これまでにどのような指導、お願いをしてきたのか、今後どのような対策を講じるお考えなのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 前田議員の質問にお答えいたします。

耕作放棄地の樹木による隣接者の影響については、隣接者が対応すべき事項と考えますが、これまで隣接者が通知することが困難などの理由から、生活に影響があるものについては町が隣接者に代わり樹木の適正管理について通知等を行っているところです。耕作放棄地への対策は、農地利用最適化推進委員により農地パトロールを毎年実施し、優良農地については広島ゆたか農協と連携しながら若い担い手に園地を紹介していますが、急傾斜地等地形的な問題、耕作者個々の事情もあることから耕作放棄地の制限は困難であると考えております。

今後、耕作放棄地は山林化することが想定されますので、現実的な対応としては山林として管理せざるを得ないと考えています。山林化に伴う植生の変化により、これまでとは異なる危険があることが想定されますが、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業を活用して自然災害の防止に努めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） ご答弁ありがとうございます。

雑木による家屋への危険発生のおそれがあるというところに対しては、隣接者が対応ということでございましたが、これは危険だと感じている家屋の所有者、管理者が対応するというところでよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、基本的には被害を受けている家屋の方が対応していただくのが原則と考えております。しかしながら、住民の方が生活で言いにくいとか所有者が特定できないとかいろんな事情がありますので、そこは町がご支援させていただきますので、代わって隣の方に事情を説明させていただくことも考えております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 先ほどのご答弁で私の認識がちょっと違っておりましたのでご教示お願いしたいのですが、自分の所有地あるいは建物に対して枝がかかってくるというような場合は、所有者に対して枝を切るように求めることはできる、勝手に切ってはいけないというのが民法上の決まりだったように思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 民法上の解釈については、今前田議員のおっしゃられるとおりと考えております。ただし、現実的な対応としては被害を受ける方も対処しなくてはならないという事情がありますので、そこは生活している方の不便にならないように町も支援していくと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） それでは、そのように私も解釈して、これから対応していきたいと存じます。

いろいろ財産権とか所有権とかという問題がございまして、どっからクレームとかというのがつくか分からないというような場合もございしますが、今課長さんのご答弁のように緊急避難的に自分の家屋、財産に危険あるいは危害を及ぼすおそれがある場合には、その樹木の枝あるいは幹の伐採をしてもよろしいというふうに理解させていただきます。

また、農地パトロール、JAとの連携等もございました。このパトロール、そして連携の内容をいま一度具体的にご教示ください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 前田議員の質問にお答えします。

農地利用最適化推進委員の農地パトロールは、毎年7月、8月、9月で全農地をパトロールしております。それで残すべき農地または非農地という判断をさせていただいて、優良農地は担い手に紹介していくというような方法を取らせていただいております。中間管理機構というところを利用していただいて、若い担い手に園地を造っていただくよう農協と協議しながら、どの若い担い手がこの農地でできるのかというところを三者で協議

しながら紹介させていただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） いわゆる農地バンク等の活用も含めてということでよろしゅうございませぬ。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今、町にある農地銀行、昔の農地バンクなんですけども、それは活動しておりません。県、国が指導しています農地中間管理機構という機構が、昔の町がやっていた農地バンクを代替わりして実施しているような状況でございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 了解いたしました。私もちょっと知識をアップデートしなければと思っております。今、耕作放棄地と申してきましたが、ちょっと私の思うところを、また新たに考えることを述べさせていただきます。

耕作放棄地は、以前耕地であったもので過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地と農林業センサスにおいて定義づけられます。農林業センサスは、農林水産省が我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業、農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画、立案、推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に5年ごとに行う調査とのことでした。つまり、耕作放棄地とは、耕作が行われていない、近いうちに耕作栽培の予定もない、放置されている農地のことと言えらると思っております。また、荒廃農地、荒廃農地とはその名のとおり、耕作が行われずに荒廃した農地であり、そのままでは作物栽培が客観的に不可能な農地のことをいいますが、荒廃農地には再生作業によって耕作を再生できる土地も再生が不可能な土地もございませぬ。つまり1年以上耕作が行われていない土地のうち、耕作再開に整地や障害物の除去といった再生作業が不要な場合は耕作放棄地に分類され、そうでない場合には荒廃農地に分類されます。耕作の意思はあるけれども何かの理由で耕作を行っていない、放棄はしているわけではございませぬが、その土地は休耕地として分類されてるようです。この観点で言えば、我が町では荒廃農地に分類されるものが多いのではないかと考えております。重要なことは、農地には洪水など

の災害を防ぐ機能がありますが、耕作放棄地となって管理されなくなると、農地が持つ様々な機能が失われます。防災の観点からも、農業振興の観点からも耕作放棄地の発生防止や解消に努めることが求められていると考えております。この点で、町の施策はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 前田議員がおっしゃられている荒廃農地または不作付地、まだ整備すれば園地になるような不作付地が上島町にはたくさんあります。その中で若い担い手が少ないという原因もあるんですけども、なかなか山間部の急傾斜地を担い手が整備して作っていくというのは難しい状況にあります。今後、レモンも推奨しているという部分もあるんですけども、平地でレモン団地等の作業効率のいい場所で作業をするという農業が進められてきています。山間部のほうも日当たりのいい状況でミカンができるものであれば若い担い手に紹介していきたいと思っておりますけれども、なかなか山間部のところで作っていてももらえる若い担い手はいないと思っていますので、今後またそういう施策を考え、農協と協議しながら山間部でも作っていただけるよう指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 先ほど建設課長のご答弁にありましたけど、山林として管理せざるを得ない、その場合の防災対策を少し述べられたと思いますが、いま一度山林として管理、管理というのはどういうことになるのでしょうか。放置ではなく管理ですから、どのようなことを我々は考え、理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 山林の管理規定については、山林と認定されると国の治山事業、山林を守る事業があるんですけども、そういう補助金が使えれば、また県の補助金も使えるということで町の財政的な負担が少なくて事業が進められる、防災工事ができるということで認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 当町の事情の中でいろいろ手を打っていただいているとは存じますが、昔は耕して天に至るといような、人工的な風景とは言えますが、そういう風景がございまして、それが治山治水につながっておりました。そのようなことも踏まえて、町

民が安全・安心に暮らせるようにするためにもぜひそのような管理をお願いしたいと思
います。これは答弁必要ありません。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

竹原―大長航路の維持、存続をとという質問でございます。

竹原―大長間の航路について、私はぜひとも存続させたいという立場から質問いたしま
す。おと姫バスの健全な運営も同様に願うものです。

まず、考えることは、この航路による恩恵や利便性に預からない地域の方々からすれ
ば、数千万円単位の公金を投入してまで存続させる意義があるのかと考えることは至極当
然であろうということです。利用者も多くないのが実情です。この先、黒字転換するこ
とはあり得ないことでしょう。そのようなことで廃止するということになるならば、おと姫
バスなども廃止には至らなくともデマンドバス化の検討も必要かもしれません。デマンド
とは、需要、要求、請求といった意味で乗車に事前予約が必要となるバスのことです。そ
の運行形態は多種多様でございます。決まったルートで運行されているバス路線の一部を
デマンド化したものや多数あるバス停の中から予約のあったバス停だけを最短で結ぶも
の、あるいはバス停を設置せずに自宅や商業施設などを結ぶといったタクシーに近いよう
なものなどもあります。成功事例もあり、将来を見据えた選択肢の一つだと思います。こ
れらは、公共交通機関を何とか存続させたいという努力の表れであろうと思いますし、非
常に傾聴に値するものだと考えております。

さて、竹原―大長航路についての補填ですが、県に申請しての特別交付金で支出実績の
かなりの部分が賄われていると認識しておりますが、今年度はいかがでしょうか。負担が
全て相殺されるわけではないにしても、実情はどうでしょうか。航路は、一度廃止すると
復活は難しいものですし、ましてや海運は島の文化、歴史であり、可能な限り守ってい
くべきものと考えております。町のお考えを伺います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 前田議員の質問にお答えします。

まず、直近の令和元年度における高速船の運航補助として町から4,000万円を支出
しております。この運航欠損額については特別交付税の算定項目となっておりますが、実際
の交付額につきましては定かではありません。高速船の利用客は、人口減少に加え、新型
コロナウイルス感染拡大の影響でこのところ急激に減少しており、本年4月から10月ま

での前年対比では約5,000人、28.5%の利用者減となってる状況です。令和2年度決算見込みにおいては、赤字欠損額は5,000万円前後になると想定されており、当初の予算額を大幅に超過し、補正予算において追加計上を行う必要がある現状です。この現状が続くとなりますと、航路維持も単独の町では非常に困難となることが予想されます。前田議員の言われるとおり、航路の維持は島民にとって必要であるとの認識はしておりますが、少子・高齢化が進む現状においては公共交通の在り方を再度点検し、陸上交通を含めた最適な交通体系の総合的な見直し、再編の検討を行う必要があると考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 総務企画課長のご答弁、的確なご答弁だったと思います。

特別交付税について、それがどの部分か分からないとおっしゃられましたが、これは項目が上がっていない、ただそれを織り込んだ特別交付税という解釈でよろしゅうございますか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 特別交付税ですけども、算定項目にはございます。ただ、普通交付税みたいに算定の基準が公表されているわけではございません。それで、その申請はするんですけども、実際に幾ら入ったというものは総額で来ますので、その計算方法等が公表されていないので、額として定かではないと答弁させていただきました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） おっしゃるとおりだろうと思います。ただ、総額で来て、項目ごとにどれどれということは分からないにしても、申請した額の大体6割から8割、交付税で下りてくるというような認識も私自身は持っているのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） おっしゃるとおり、一応算定の項目では8割を算入することにはなっております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 8割、それぞれをどのように分配するかは執行部の考え方になるのか、それとも申請した算定額の応分で分けるのか、その辺りはここではお聞きしませんが、仮に8割の実績があれば、5,000万円とすれば1,000万円ですかね。ちょっとすぐに計算できませんが、かなりの部分が相殺されているわけでございます。ただ、公共交通機関を最適化と今おっしゃったように思いますが、これはどの少子・高齢化あるいは人口減、全国全て人口減でございますけれども、いろいろな形で何とか存続してバスを運行すると、それで代替するという考え方もあると思います。ただ、船というのは、航路というものは特別な意味合いもあると私は考えております。この場でこれ以上の質問は差し控えさせていただきますが、可能な限り今ある交通体系を健全ならしめるように努力していただきたいと思いますと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで前田 太議員の一般質問を終わります。

次に、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） 本日は2件質問させていただきたいと思っております。

まず初めになんですが、みゆきについて質問させていただきます。

今現在、大崎上島町として重要で早急な対応が求められていると思われまますこのみゆきの休止という話が出ておると思うんですが、このみゆきの休止について現在の状況及び対応、またこれからの町としての対応について質問します。

このみゆきの休止についてですが、11月13日にみゆきの休止届が提出されたと聞いています。その後、11月16日付で医療法人社団ひがしの会理事長名で令和2年12月末をもって休止するとの文章が利用者や利用者家族宛てに発信されています。文章の中では、結果としてですが、町に支援依頼したのだが、何もしてもらえないため判断したという内容になっています。私もこの話を事前に知る機会があったため、町長や担当課長と話をし、現在の状況や今後の対応について意見交換をさせてもらい、要望等を伝え、総務福祉文教委員会で報告を受け、その中でしっかり議論したが、町も重要な案件で真摯に対応し、今後の対応策についても前向きな方向で考えるという話を聞いていました。また最近、高齢ではあるがみゆきに来てもいいという医師も見つかり、みゆきに対する支援策の話も進んでいると聞いて、よい方向に進んでいると安心していただいていた矢先こんな結果だが、今までの議員との話の中に間違いがあったのか、まず確認をさせていただきたいと思いま

す。

今後について聞いた話では、これからも支援をいろいろ考えていきたいという話だったので、今後について民間企業に対しての支援として赤字全額負担とか医者を町が雇い、診療所を開設し、みゆきに派遣するとか、至れり尽くせりまでの特別扱いというのは、これはさすがに無理だとは思いますが、とはいえ利用者最優先に考え、まずみゆき存続について町として何ができるかを明確に提示し、早急な対応を求めたいと思いますが、この点についてはどう思われます。また、その上で12月末までに時間があまりありませんが、その後を踏まえてどのように対応していくか伺いたい。また、もしこのまま休止されるとするなら、現在利用者は法人が責任を持って移転等を行うこととなると思いますが、町としてどの程度関わっていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 水橋議員の質問にお答えします。

本町では、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう保健福祉の環境に整備を推進しています。今までの議員との話に間違いがあったのかについては、医療法人社団ひがしの会とは現在も支援策等について広島県と連携し継続協議中であり、これまでの報告、説明内容に間違いはありません。利用者の方が引き続き安心して生活できるよう、町として可能な限り協力してまいります。また、現在働いている方の雇用の確保を含めたこれからの対応については、介護老人保健施設は常勤医師の配置が必須であることから医師の安定した確保が困難な状態となっております。引き続き、医師の確保についての協力とこの先医師の配置を必要としない施設運営形態への転換について広島県と連携し、ひがしの会と協議を行い、雇用の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 右から左にぱっとできるような話じゃないというのはよく分かりましたと、ちゃんと対応もしていただいとるということは分かりました。答弁にあるように、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活を考え、対応をするため可能な限りの協力をすると。また、雇用についても引き続き医療確保の協力や、さらには医師の必要のない施設運用まで考えていると。ひがしの会、県と連携して協議し、雇用確保に努めてもらうということで、今まで支援を受けて何もしなかったわけでもなく、できる限り協力する意思があるということを確認させていただきました。

そこで、これからの支援についてお聞かせ願いたいのですが、町の支援として例えば赤字補填等の支援を検討していくのだと思いますが、当然みゆき、今後存続していただきたいという観点からその辺をいろいろ考えてもらいたいと思い、また協議もしていただきたいと思うのですが、ただ今度お金を出したら終わりというわけにはいかないと思います。まず、どの部分に必要なかをしっかり確認して適正に利用し、流用等ないように町がしっかりチェックする機能が働くよう、そこまで考えているものと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 水橋議員さんおっしゃられるとおり、今後の方向性について現在協議しているところであります。また、支援についてもこれから検討していきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ありがとうございます。今後もまたみゆき存続に向けて、また利用者等不安にならないようにしっかりとした支援も考えて対応していただきたいと思います。

あと、これ今までのやり取り等々の中で湖山医療福祉グループのホームページを見ると、グループ概要の中には、利益だけを追求するのではなく、地域の方々と共に歩みとか、湖山代表の挨拶には、地域に寄り添い、地域に根差した施設運営をすると書かれています。それを目指して今までもやっていただいていたと思いますし、これからもやっていただけると思う部分があり、またこの文章をまた信じる上ですけれども、今回この件で関わった当初より湖山医療福祉グループのトップ湖山さんと町長とトップ会談でみゆきの存続について話をしてほしいというお願いをしていましたが、今は時期ではないという回答でした。いろいろ施設グループとの対話をした中でいろいろと結果として駆け引きもあったんだと思います。ただ、その時期というものがいつが適正で、またその対話についてしていくという気持ちがあって、また今後町としてどういうふうに動いていくか、町長としてトップ会談のもと、存続について町の見解もしっかり言った上での話合いというものも必要だとは思いますが、その辺についてどのようにお考えになられてるか教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 湖山グループのトップと私のこの話合いっていいですか、それはどう考えていらっしゃるかということですが、今の現状では、私どもが介護施設の許可権を持っている件と短期的な構想、そして中・長期的な構想、両方をどうするんかと

いうことを県とこの前煮詰めまして、ほぼ合意に達しております。そういった中で今取りあえず短期的というのは、今働いて方、入所されてる方を路頭に迷よわせない。中・長期的なというのは、高齢者の人口推計を見ながら大崎上島町のこれからの高齢者福祉がどうあるべきかという構想の中で介護施設も含めてどうあるべきかということをはっきりと今してきているところであります。そういった中でみゆきさんと協議を進めていくという今段階にあるんだというふうに思っております。そういった状況ですので、今の段階で私がその湖山グループのトップの人とその協議をするということは考えておりませんが、最後の最後に私のほうも話が収拾できなければ、湖山グループのトップと協議をするということも考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ありがとうございます。話が決裂する前にお願いしたいと思えます。

その上で、その上でというか嘆願書の数で言いますと、町長宛てに嘆願書が出たのが3,300程度で多分出とんじゃないかと思えます。今朝ちょっと確認したところなんですけども、その後も多少増えて、今現在が3,364人の署名が集まった嘆願書となっております。この数でも分かるように、利用者や待機者、働く人をはじめ、町民に注目されて、最も注目されていると言ってもいいと思えますような案件で、先ほど町長も言われたように町の意味だけで決まる話ではないとは思いますが、現在運営会社の判断がこれもまた大きな判断になってくると思えます。これは間違えないと思えますけれども、前向きな協議の結果で存続についてよい報告がまた聞けるようお願いして、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 2問目、空き家対策について質問したいと思います。

9月定例会で空き家対策については、今後法にのっとり対応する、町の協議会を今年度中に設置すると答弁をいただきましたが、現在の状況についてどの程度進んでいるか教えていただきたいと思えます。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

空き家対策に係る町協議会の設置状況については、現在大崎上島町空き家等の適正な管理に関する条例第5条の規定に基づく協議会の委員の選定を進めているところであります。協議

会の委員は、学識経験者、関係行政機関の職員、その他町長が必要と認める者で構成することになっており、協議会委員候補者案を基に承諾を得られるよう調整中です。具体的には、学識経験者委員は県内の大学教授と交渉しており、12月15日に直接会って委嘱を依頼することとなっています。

今後の対応については、まず空き家対策の実施に関する協議会を組織し、今までの住民からの情報も含め、町道に隣接している危険な建物等について所有者に関する情報調査、現地の立入調査を行い、危険度が高いにもかかわらず所有者の責任において撤去されないものについては特定空家と認定し、法の規定に基づき対応していきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 今の構成メンバーの中ですが、あれ、町議も含まれてなかったですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町民代表ということで今委員名簿の案を作成しておりますけれども、その名簿には大崎上島町議会からも選出していただくこととしております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 先ほど対策の第1にという意味だとは思うんですけども、町道に隣接した空き家対策についてという言い方をしたと思うんですけど、これはあくまでも危険度が高い第1に考えてという意味で受け取ってよろしいですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 危険度についてはまた協議会の中で再度検討となると思いますけれども、この町道に関しては不特定多数の方が関係しているということで上げさせてもらっております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） それ以外も対象でと思えばいいですよ。もうその町道以外はやらないという意味ではないですよ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） これを協議会にお諮りして決定したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） というのが、一応町の目的というか、町自体のまちづくりという

意味でいうと、生命、財産を守り、安心・安全なまちづくりをするというのが町の方針だと当然思うんですけども、この9月に僕、定例議会で質問させたもらった後にも個人的に受けたのが数件ほど、隣人というか隣の民家がもう崩れようるけど、どうにかならんのかとか、今にもおじぎしてうちのほうに倒れ込んできそうなんじゃけどという話も聞いたりしました。その上で結果そう聞いてくる人っていうのが大体往々に、町、何もしてくれんのよと言うんです。ていうのが、結果としてですけど、町が何もしないわけでもなく、以前の9月の答弁の折にも町長が言われた思うんですが、今までもやっと思ったろうと、いろいろ勧告等も出して対応させてもろうてきとるじゃないって町長もおっしゃってたと思うんですけども、確かに何もしてなかったというわけではないと思います。ただ、条例にのっとりた方法をやってた、対応をされていて、結果として強制能力のない方法になってくる部分だと思うんです。実際に財産を奪われかねない状態にあったり、安全が守られない状態にあたりする上でも、結果お願いだけじゃ不満じゃというのが本音の部分だと思うんです。それに対しても法にのっとり、平成27年でしたかね、に施行された法律改定された部分で、協議会等々で税金の控除がなくなるような、強制的な行動も起こせるような指導ができる会として協議会を設置することができるとなっています。これに対してできるだけやっば早く、今まで町民に対して見えなかった部分がちゃんと見えるような形に、それもちゃんと町がやっと思えるというのがアピールできれば安心にもつながると思うので、その辺に対してもしっかりと対応してもらうためにも協議会をできるだけ早く作り、できるだけ活動に対しての広報、アピールをしていただきたいと思います。

一応、これで質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

次に、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○11番（上青木 至君） おはようございます。

今日は、3件ほど質問させていただきます。

まず最初に、シーカヤックの運用についてということで、この問題は今さら始まったことではございませんし、過去何回もこの一般質問で質問され、また当時の担当課長より答弁されていることと重複する部分もございますけれども、質問させていただきます。

シーカヤック艇庫の設置及び管理に関する条例では、使用料の額も設定されてるが、管理者がそれ以外の料金の徴収を行っているとの情報が寄せられました。艇庫に個人の所有

するサップを保管し、その保管料を徴収したり、艇を洗う水道代と称し徴収したりしたことが発覚しております。平成28年にも使用料の問題を一般質問で取り上げられており、当時の答弁では今後このようなことが起こらないよう努めますとしておりますが、町として適切な指導が行われたのでしょうか。例えば、公共事業などの請負契約の場合、業者側に瑕疵があれば指名除外などの罰則が付されますが、先日のような問題行動を認識しながら昨年度から5年間の契約を締結しております。利用者とのトラブルは一度や二度ではなく、料金問題が表面化したのが2度目。一般的にはペナルティーが科されて当然の状況だと思います。また、昨年は艇庫の隣に無断で倉庫を建てたり、平成30年にはピザ窯を勝手に設置したりとやりたい放題の状態ですが、町はこれらをどのように考えているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 上青木議員の質問にお答えします。

指定管理者が条例で定めるもの以外の料金徴収を行っているということについては、自主事業または目的外事業の事業計画書を町に提出し、町の許可を受けた事業であれば利用者から料金を徴収することはできますが、指定管理者が町の許可を受けずに利用者から料金を徴収することはできません。指定管理者の代表者に聞き取りを実施した結果、サップの保管料や水道代等の料金を町の許可を受けずに徴収している事実を確認しております。また、平成28年度の一般質問にあったシーカヤック利用料金徴収によるトラブルや利用者とのトラブルに対する対応ですが、指定管理者に口頭で適正に管理するよう指導しましたが、文書による警告及び指導は行っておりません。

続いて、指定管理者が設置しているコンテナ、サップ倉庫、ピザ窯、キャンピングカー等の問題に対しては、口頭での報告が多く、設置後の事後報告もありましたが、町も適正な申請指導をしておらず、曖昧な許可となっております。

以上の問題点について、顧問弁護士と協議し、自主事業として料金を徴収する場合は事業計画書を作成し、有償事業なのか無償事業なのかを記載し、町の許可を受けなければならない。利用者と管理者の区分を明確にし、利用者が公平で利用できる施設でなければならない。倉庫、ピザ窯等の設置物も許可証を発行しておらず、口頭での許可は許可とならないので、無断で設置している状況にある。ただし、町も無断で設置している状況を把握しておきながら許可申請を要求していない状況にも問題がある。以上のことから、全ての事業に対して指定管理者も許可申請や事業計画書を町に提出する必要があること、町も出

された書類を確認して許可等を検討すべきとの指導を受けたところです。

現在も事実確認を実施しておりますが、今後は顧問弁護士の指導に基づき、指定管理者に対し是正すべきものに対する指導及び是正すべき事項等を文書で通知し、指導等に従わない場合は指定管理者としての取消し等の処分を検討します。また、指定管理者が自主事業を行おうとする場合は申請書を提出させ、町が審査するといった本来行うべき手続を着実に実施するとともに、自主事業の取扱い、実施計画書の提出、事前承認の手続等について指定管理者の募集要項や協定書に規定することを検討いたします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 今回も非常にすばらしい答弁だなと感心する答弁をいただきましたけれども、このような答弁が過去何回も行われ、しかもそれが実施されずに今日に至ったと。そしてもし、これ今までのことなんです、口答報告でよしとするのであれば、町の申請は全て口頭でよいのですか。もし、個人別や団体別に違う対応をするのでしょうか。今までの利用者とのトラブルは一度や二度ではない。料金問題が表面化したのは2度目。この度重なる問題に対してどのような協議がされて、どのような指導がされているのか。文章もない、ただ口答でという答弁がありましたけれども、当然ペナルティーもあったと思うんですが、どのようなペナルティーがあったのか。そしてまた、今現在指定管理契約をしていること自体が問題ではないでしょうか。その点はどうかお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 今まで通知を口頭でしていたということは、町にも不備があったと思っております。顧問弁護士からの指導もありましたけれども、全ての案件が口頭による曖昧な許可となっています。今までのトラブルも、指定管理者と町の曖昧な協定が全て原因だと考えております。まずは、本来行う手続を着実に実施していき、文書で通知を行い、指導等に従わない場合は指定管理等の取消しを検討していくということになります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） まず、現在無断設置されている設置物については、今までのような事なかれ主義でなあなあにしてこのままにせず、まずは完全に撤去し、一定のルールを作った上で申請し、許可が出た上でないと設置は認めないと。ルールを無視した行動

に対し罰則規定を、先ほど担当課長言われましたけれども、罰則は別に何も行ってない、注意だけということをお聞きしましたけれども、罰則規定を定めた上での断固とした対応をすべきだと思います。

それと、町長、これもよく聞いてほしいんですが、これはあくまでも町でのうわさ話でありますけれども、町長と指定管理者が同級生じゃけえ何やっても許されるとも言われております。このようなことはないと思いますが、しかしやりたい放題の現状でそのような言われ方をしても仕方ないのかなと思います。今まで放置されているこの公共財産の私物化について、町長の見解を求めます。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 私が同級生なんでやり放題っていうことについて、そういう話があるとすると大変不本意というふうに思っております。私が担当課のほうには、仮にこれを指定管理者の許可を取り消すということの行政処分をすることになるといろんな、先ほど担当課長からもありましたけれども、町のほうの指導の不備もあるということでありますので、そういうことも含めて弁護士に相談をして適切な処理をすることを、それを指示をしているところであります。

以上です。

○11番（上青木 至君） そうですね。ないと思いますし、思いたいです。今後も町民の目も光っておりますし、口、手を塞ぐわけにいかないと。十分に注意をしていただきたいと思います。

以上で1問目を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 続きまして、野良猫対策についてご質問いたします。

さきに、これは11月20日こういった回覧が発行されました。この件に関して町民の方からおかしいじゃないかということで電話がございまして、お叱りを受けて早速対応させていただきましたけれども、現在野良猫対策について県からの指導によって片浜地区、向山地区での取組をしております。町民から野良猫対策について苦情が多く寄せられております。町は11月20日の回覧で、野良猫に無責任な餌やりをしないように周知しております。

その中で3つほどお聞きしたい。地域猫に取組をしている団体との話し合いはどうしているのか。不妊、去勢の費用などの説明はされたのか。そしてまた、交通費の問題はどんな

ってるのか。野良猫は減っておりません。新たに対策を考えるべきではないでしょうか。お聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

質問1点目の地域猫取組団体との話し合いについてですが、地域猫活動は地域と行政が一体となり、野良猫を増やさないことを目的に取組を行っておりますので、団体等からの苦情や相談があれば助言等をしております。

質問2点目の不妊、去勢費用の説明についてですが、地域猫活動の対象となる猫の手術費用は県と豊田郡獣医師会が負担する旨を地域猫の申請時に団体に説明しております。

質問3点目の交通費については、基本的に地域猫取組団体の負担となりますが、本町では他市町と比べてフェリー代が負担となりますので、地域猫1地域につきまして2回までは町の担当者が搬送することとしております。現状では野良猫を減らす有効な手段がない状況ですので、野良猫を今以上に増やさないよう今後も広島県の地域猫ガイドラインに沿った地域猫活動の推進及び野良猫の増える一番の要因であります無責任な餌やり防止の啓発を継続してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 担当課長から説明がありましたけども、このようにいけば万々歳なんですけど、あの回覧が出た後も長島地区に早速捨て猫がありました。今朝ほどある議員からも、おったねと。確かにおったね。3匹おったね。今現在何匹じゃねって、そういう情報も入っておりますけども、この件に関して一番私が情けないなど、これどうなってるんかということがございました。先般、この地域猫に取組をされている団体の方から電話がありまして、役場に電話して聞いたところ、地域猫って何か知ってますかと言ったら、分かりませんと。担当課の職員が分からんというのは何ですか。分かってこそ初めてこういうものを出される。で、これは誰が出したんですか、作ったんですかと言ったら、みんなで協議して作りましたという答えが返ってきたと。中身が分からずにこういう回覧作るんですか。それ、おかしいじゃない、ねえ。で、まず課でこういうものを作るのであれば、最終的に課長の確認も要るであろうし、また出した以上はこういう回覧は出しましたと他の課への連絡も、横の連絡もまず取れてないと言うべきだと思います。そして、この餌やりをやめましようと言うと同時に、やはり県と協力して今後進めていくんも

いいんですけども、地域猫に携わっている団体、その方に、周知徹底をしてほしいと。先般、木江地区の今現在区長をされておられる方との話の中にもありました。早速、ほいじゃあうちも取組をやらんといかんと。そういうのがあるんだったらやる。ほいで、現状は今どうなんか。向山、片浜、本郷、あのほうで地域猫やっておりますよという話をした結果、そういう方と連絡を取って今後進めていきたい、取り組んでいきたいという話もありました。ぜひ餌やりをしないで終わらずに、やはり避妊、去勢、いろんな問題、ノミであったりダニであったりいろんな問題がございます。いろいろな面で取組をされて、被害に遭う猫を1頭でも減すというふうに十分に取り組んでいただきたいと思います。

これでこの野良猫対策についての質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 最後の問題であります。

笹ヶ浜親水公園しゅんせつ工事についてお聞きしたいと思います。

現契約を現設計では、しゅんせつ土が運搬、搬入できないとして設計変更の対象とすると聞いたが、事実なのか。変更契約を行う場合、概算で金額は幾らになるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 上青木議員の質問にお答えします。

笹ヶ浜排水機場遊水池しゅんせつ工事については、当初設計ではしゅんせつ土は水分を多く含むため、長島の町有地に仮置きし、大串地区の県道再生改良事業に搬入し、処分することとして設計しております。大串地区の県道再生改良事業地への搬入に際しては、仮置場でしゅんせつ土を乾燥させた後、しゅんせつ土の状況を勘察し、県と協議する予定であり、現時点では当初設計のとおり県道再生改良事業地に搬入し処分する予定です。

次に、契約変更を行う場合の概算金額については、変更予定の内容は県との協議も必要ですが、現在しゅんせつ土の処分方法を検討しているところであり、今後変更内容を精査し額を確定しますので、概算金額が幾らになるのか現時点で積算ができておりませんが、予算の範囲内で対応する予定です。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 地域経営課の課長から今答弁ございましたけれども、この工事についてはかなり前から担当課長にもお話をし、係の職員さんとも話をする機会がござ

いましたけれども、ここは川砂をすくうんと違うよと、ヘドロが結構たまってるよと再三申し上げてきたつもりです。これは、しゅんせつする土砂がかなり減ったと、減るであろうと、だから契約の金額をオーバーすることはないだろうと、範囲内で収まるだろうと。ところが、先般課長とも話をしましたけれども、固いものをすくい上げるんじゃないんですね。ヘドロですね。さっとすくえたからって、周りから集まってくるじゃないですか。そのヘドロはどうするんですかと。取らんといけませんねと。そうしていくと予定量をオーバーするはずなんですよ。そこら辺は計算されておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 当初設計の場合、150メートルと10メートルの面積に深さ1メートルで1,500立米のしゅんせつ土を取る予定でしたが、親水公園の浮島辺りのところを掘るとブロックの壁が崩れるということで、一応親水公園の前のところを取る予定なので、しゅんせつ土のほうが少し減る予定になっております。今後、深さも約1メートル、一番深いところで当初予算で設計させていただきましたけれども、平均して60センチぐらいの深さとなっております。言われたとおり約30センチがヘドロ部分で約残りの30センチが川砂部分になっておる状況に確認しておりますので、ヘドロ部分が幾ら川砂を含んでいるかを今後確認して変更設計をしていきたいと思っております。その砂が減った部分に対して予算の範囲内で実施していきたいという回答をさせていただきました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） そして、この工事は、業者が入札前に役場に問い合わせた質問書に対する回答とは明らかに異なるが、これを着手前に変更契約の対象とするのは他の入札参加者への背信行為ではないのでしょうか。条件が合わないから応じなかった業者もおられるはずなんです。入札のやり直しをするべきではないのでしょうか。そもそも調整池のしゅんせつ工事であり、ヘドロや汚泥などの通常の建設残土ではないものは大串の干拓地に搬入できないことは分かっていたはずなんです。その点はどう認識しておられましたか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 設計図書に対する質問書では、セメント改良の質問があり、セメント改良は考えていないと回答しております。理由としては、セメント改良をす

ると産業廃棄物となり、県道再生改良事業を処分場とすることができないからです。しゅんせつ土をより安く処分するために泥土改良剤を使用することも考えておりますけれども、今水分を取って砂を確認してみないとちょっと分からない状況にあります。よって、工事を進めていく過程での内容変更となりますので、再入札といった案件にはならないと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） こういった行為、これ1回2回じゃないですね。さあ、工事を始めました。こんなん出ました。あんな出ました。こうなりました。じゃあ、ああしましょうと。それでいいですか。甘いですよ。なんでこの工事をする前に土壌調査もし、しゅんせつの度合いも確認し、検討されなかったんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 申し訳ございません。一般的な話をさせてもらおうと、調査を、設計とか測量、それから地盤調査、今言う泥の調査というのをさせていただくこともあります。今回のケースでいうと、補助金を受けていないということから設計委託料等かなりの金額になりますので、できるだけ工事費に回したいという担当課の意向から委託料を削った設計となり、この工期もかかり、また不手際もあるんですけれども、予算の配分ということでご理解いただきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 土砂の運搬、搬入先、まあ仮置きですね。この問題も、私、向山でおるからというんではございませんけれども、前回は大串から酸欠によって死んだボラを大量に町有地である長島まで運搬され、埋設しました。今回、またこの汚泥を、土砂もヘドロも町有地である長島へ持っていくと。これ、住民には何も言えません、僕は。前回は、区長、臭いねと、何の臭いじゃろうかと。臭いはずなんです。ボラの腹から汁がぼたぼたぼたぼた落ちてましたから。それが道路へずっと落ちてました。ボラの死骸を運んでいるとは言えませんでした。今回の同様ですよ。中電の横を通って山を越え、谷を越え、町有地である長島へ搬入。たちまち持っていくところがないんだからしょうがないですよ。でも、それから後のことなんです。それから先、本当に使用するところがあるのかと。建設するのに必要な、じゃあそれを使おうかというて使うことができるのかどうか。それ、担当課長としてどうお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 長島に運搬して乾燥してみないと分からない問題ですけども、一応県と協議しながら県道再生事業のほうに処分場として利用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） この件に関しては最後ですけども、造成工事の際と業者が同じ天下り企業なのは単なる偶然なんでしょうか。町長、これを容認するんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 前におった建設課長のことを言よんよ。前におった建設課長が、今受けとるとこの会社が一緒のことを指摘しよんよ。中野建設の岡村さんが建設課長しよったときの分の絡みで聞きよんじゃけえ、それをどう答えるかというだけ。

町長。

○町長（高田幸典君） 今回の工事に役場のOBが就職した会社が請け負っているということについて適切かどうかというお話かと思えますけども、全く問題はないというふうに思っています。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 分かりました。問題ないということですね。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○11番（上青木 至君） 以上で私の3つの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） 暫時休憩をいたします。

10時35分から再開いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 本日は4点ほど質問させていただきます。

質問の順番につきましては、前回9月議会のときにできなかった上豊広線工事についての質問にします。お願いいたします。

平成30年度当初で委託費940万円を計上し、工事を計画していましたが、今現在何の動きも見られておりません。区民の方からどのような現状になっているのかと尋ねられましたので、平成31年度の当初予算書を見ると事業中断とあります。どのような理由で中断になったのか。それと、中断になったなら区民の方にこれこれこういう理由で中断になりましたと説明する必要があると思いますが、そこまで気配りができなかったのか。こういうことの積み重ねが町政に対する大きな信用をなくすことになると思いますけど、答弁をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

上豊広線工事の進捗状況については、平成31年3月には測量設計は完了していますが、用地計画図作成、物件補償調査算定ができていないため、現在まで地元区民の方への事業説明をするには至っていません。事業延期の理由としては、本町も多大な被害を受けた平成30年7月豪雨の災害復旧工事と現在進行中の道路改良事業である明石原田線改良工事等を優先したことから新規路線である上豊広線工事を延期しております。災害復旧工事もほぼ終了することから、令和3年度から事業を再開する予定です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、課長から令和3年度には工事に着工するという答えをいただきましたけど、間違いはないですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 先ほども申しましたけれども、設計の中の用地計画図の作成、それから上物というんですけれども土地にある物件補償調査の算定がまだできておりません。その部分を令和3年度に実施して、令和4年度に本工事にかかりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） おかしいじゃろう。令和3年度に設計をして、工事かかるのは4年と。これはあれ、はっきり言ったら7月豪雨のときのあれで土地の境界線でもめとんか、ぶっちゃけた話。それで工事にかかれないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 土地の境界線でもめているわけではございません。先ほども申しましたとおり、まず用地計画図の作成がまだでございますので、その確定をして、用

地買収面積を確定できていないという状況にありますので、まず用地買収の面積を確定をして、用地買収をしてという順序になりますので、今のところもめている案件ではございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ということは、令和4年度の当初予算では事業費がつくというふうに考えていいですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 何分民地の用地買収が関わる事業でございます。順調にいけば令和4年に工事を着手したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 課長は令和4年度に工事に着手したいと言われましたけど、令和4年度と言われましても4月1日から令和4年3月31日までが令和3年度なんですね。まさか令和3年度の12月ぐらいのときに事業費を上げてくるようなことはないでしょうな。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 新規事業でありますので、令和3年度当初予算に計上させてもらっております。順調に進めば令和4年度の当初予算に計上して事業を進めたいというのが今の方針です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 課長、期待しておりますぞ。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 2点目。

民間賃貸住宅建設補助金事業についてお伺いいたします。

令和2年度第1回の定例会においてこの事業の説明があり、20戸を計画し、町が要望した条件をクリアした25平米以上のものについて1戸当たり300万円を助成するとありますが、補助金と助成金には大きな違いがあります。どちらにも町民の税金が行ってきます。補助金は、各種団体に事業の不足分を補う金で、要件をクリアし、なおかつ審査を経て合格したら受け取れるお金でハードルは高いです。助成金は、個人に事業が完成するように金銭面で助成する金で、要件さえクリアすれば誰でもいただけます。ハードルは低いです。このことに間違いがないか、まず伺いたい。

次に、今現在この事業はどのような状態なのか。町が助成する事業として住宅新築改修工事業、危険建物除去促進事業には最大30万円の助成金が支給されますが、条件として一番肝腎なことなんですけど、島内業者に限るとこの一文があります。この1戸当たり300万円を助成するこの民間賃貸住宅補助事業にもこのことが適応されるのか伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

質問1点目の補助金と助成金の相違点については、本町の民間賃貸住宅建設事業は助成金事業として実施しておりますが、助成金や補助金は共に要件を満たさなければならないと支給されないことに関しては同等であると考えています。

質問2点目のこの助成金の現在の状況については、3社から17戸分の申請があり、いずれも交付決定しています。

質問3点目については、住宅新築改築助成事業は、地域経済の活性化及び町民の住環境の向上を図る目的としているため施工業者を町内業者に限定していますが、民間賃貸住宅建設助成金は町内への移住及び定住化を促進することを重点においている事業であるため、施工業者を町内業者に限定することはしておりません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） まず一点目の答弁に対してなんですけど、自分があまたの方に聞いたんですね。補助金と助成金との違い、どこにあるのかといたら、大概の方は補助金というものは各種団体に出すのが補助金ですと。助成金は、民間の方に出すのが助成金なんですよという答えをいただいたんですけど、間違いですか、この答えは。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 大きな差はないと認識しておりますが、そういう解釈もあるというのは私も認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 私の納得する答えをいただきましたので、2点目の問題に入ります。

今現在11個の工事が済んでいますが、残り9個のうち、ある電気屋さんが6個の申請をしたとのことですが、まずこれがまことかと。また、図面はリープ設計事務所が作成し

た図面をそのまま流用することと聞きましたが、これもまことか。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） もう現在、追加の6戸も交付申請があり、交付決定をしているという状況です。設計会社についても1件目に申請された方と同じところが設計をしているというのは事実でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） そうしますと、設計業者がないということは工事施工もアイフルはもう行う可能性が十二分にありますなあ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事施工業者等の縛りは設けておりませんので、そのコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 課長、聞くんですが、工事にかかるとるから着手しとる以上助成金の一部でも支払っとるんか。それは支払ってないのか。それをまず聞きたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 助成金については前払いはございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 支払ってない理由というのは、あれ、完了検査が済んだら支払うということですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） はい、おっしゃるとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） では、この完了検査というのはどなたが行うんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 町の完了検査は、建設課長である私が検査をして町長に報告するということになっております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 町の担当課長が完了検査を行うとのことでありましたけど、はっきり言って建築図面分かるのか。以前、あれじゃろ、うちが整備した大崎上島町学習交流センターのあれがいい例じゃろ。ベッドつけたらコンセントが皆隠れたじゃろ。そして、

隣の部屋の声が皆筒抜けなんだぞ。どこを検査したんや、あのときには。あんた担当が違うけえ、あんた検査しなかったのか。普通なら完了検査したときに、おお、きれいなのう、いいのができたのうじゃつまらんの。図面と照らし合わせてみて、初めていいのう、これならオーケーですわと言って初めてお金を払うんで。この大崎上島町学習交流センターの場合には、わしらに言わせたら手直しさすんが普通ですよ、施工業者に。じゃけえ、そういうことがこれ図面見ても多分分からんと思うぞ、課長は多分。土木のことなら分かるんか分からんけど、建築の図面に関しては自信持てるか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） おっしゃるとおり、私は建築主事ではございませんので、建築図面についてはいささか理解が少ないものと考えております。ただ、そのことを補うために建築確認の申請があつて建築確認の完了検査を受けることを条件としておりますので、そのことで要件は達するものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） この完了検査の前にな、課長、自分だけじゃなく第三者の、図面を見てははっきり分かる人をオブザーバーとして連れていくことはできないのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現在のところ、補助金の確定をするという作業に必要ないと考えておりますので、補助金の確定は書類のみ検査で足りるような要項に設定しておりますので、このまま事務を進めたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） そうすると、仮によ、課長、おたくが検査行つたと。で、今さっき以前指摘したように学習交流センターのようなチョンボが起こったときには自分責任とるのか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 建物の所有は民間事業者となりますので、責任自体は民間事業者になります。ただし、助成金を出すということに関しては重要な構造的な問題がないように建築確認で担保するところと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃけえ、要するにチョンボが起こった場合にはどなたが責任を取るんですかというの、そこのこの1点だけ聞きたいん。施工業者にはっきりと言って手

直しさすのか。それとも、まあええわ、きれいにできとるけえこらえてもらおうというて終わるのか、そこだけです。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 主要な部分については、建築確認で確認が取れているということでそういう手直しはないものと考えております。ただ、細部にわたってはいろいろな不都合があることも想定されます。そのことはもう民間業者に任せておりますので、民間業者で責任を取っていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 分かりました。期待しております。

3点目の答弁の質疑の答えですけど、まずこの事業を今さっき答弁がありましたけど、そもそもこの事業に対しては町の税金及び公金が入るとんです。島内の業者が行った場合には、税金として町に帰ってくる。それを島外の業者に委ねるとお金が全部外に出ていく。ほんで、今さっき島内の業者に限る縛りについていろいろと言われましたけど、私の前の上青木議員が言いましたように申請者が町長の同級生だから言えなかったのかと。これでは黒いカラスは白いカラスと言ってもいいように、町で決めとかなあ何でも変更できる。それとこの事業については、ハウスメーカーの大東建託よりおたくの建設課に打診があったと思うんじゃ。どのような対応をして断ったのか。まさかな、そのときにこの事業というものは島内の業者に限るとの縛りがありますからって言うてはないじゃろうなど。それと大東建託はペケでアイフルがオーケーになった理由はどこにあるのか。この点だけ教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 某業者から問合せがあったということなんですけれども、問合せは各会社からプラス二、三件はあったと記憶しております。その業者には、町の定めている要項や募集要項等資料をお渡しして説明しているというところで、申請するかどうかっていうのは申請者の意思に委ねるところで、町が申請してください、申請はやめてくださいということは一切申しておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） はいじゃあ、課長、あれ。仮に、この申請者が建設課にこうこうこういう工法でやりたいという申請書出すわなあ。そんなときに、ぱっと見たときに施工業者が島外の業者になったときに何の違和感も持たなかったか。町の税金が300万円も入

るんで。普通30万円の銭でさえ縛りがあるんで。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 確かに、町内で全てお金を回すというのは一つの考え方だと思っております。この事業、今年度から新たに始めた事業でありますけれども、今まで民間資金で東広島市、また近隣の市町に民間の住宅がどんどん建っている中で、大島上島町というのはなかなか建ってもらえないというのがありました。その住宅施策の中で作った事業でありますので、町としてはこの定住に意欲を見せるという意味で縛りを緩くしているというのが状況でございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、このように発注方法を変えたというか、要項そのものを変えたんじゃないと思うんじゃないけど、これは担当課長で1人で自由にできるんか。それとも町長の一応お伺い立てるのか。そこを教えてくれ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） もちろん担当課長の一任という案件ではございませんので、町長にもお伺いを立てることになります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ということは、このことが前例となって、これから先もこのようなことは十二分起こると考えてもいいんか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 島内業者の育成という面もありますので、今回のことを一つの教訓として、また議論をしていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 言うのはみやすいよ。物事は結果なんよ。全て。途中でまた考えとったんじやが、要項を無断で変えたということはもうないな、当然。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 要項を変えるときには相談をさせていただきます。しかるべき委員会と議題に上げさせていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 答弁いいんですか。

○6番（森若 巖君） いいです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 委託費について。

このことについても、9月議会において令和元年度の年間委託費3,045万円について質問しますと、事業費ではなく、指名競争入札委託料2件で752万4,000円。何を委託したのか、まずそれが1点目。

次に、指名競争入札する資料作成費用なのか、それとも随意契約が19件で2,292万9,000円あります。これも資料作成費用なのか。この随意契約委託したうちK構造研究所とは何件の契約を締結したのか。締結した合計金額は。

また、これも9月議会において質問しましたが、当初概算予算金額資料作成委託費は0円であるとの答弁をいただきましたが、いつ頃からこのような変な方法で委託を行っていたのかの問いには納得する答弁がありませんでしたので、再度お聞きします。このような委託方法は、3町が合併したときからか、それともそれ以後の町政になってからか伺いたい。お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

質問1点目の指名競争入札に係る委託費が2件で752万4,000円の内訳については、大崎上島町本庁舎改修工事実施設計業務が444万6,000円と大崎上島幼稚園増改築工事設計業務307万8,000円の2件で、改修等に係る建築設計、電気、機械設備等の設計及び図面等の作成、工事費内訳書等の作成について業務委託を行っております。

質問2点目の随意契約に係る委託費が19件で2,292万9,000円の内訳については、設計業務が8件で336万8,000円、設計監理業務が1件で90万2,000円、監理業務が入札による設計業務受託者との契約5件を含めて10件で1,865万9,000円です。委託内容は、設計業務では建築設計、電気、機械設備等の設計及び図面等の作成、工事費内訳書等の作成を、監理業務では工事の実施内容や品質を検査し、発注者に代わって設計図書どおりに施工されているか等について管理するものです。

質問3点目の随意契約による業務委託契約のうち、K構造研究所を相手方とした契約は17件で合計金額は1,385万1,000円です。

質問4点目の当初予算要求資料として徴収する対価を支払わない概算見積り作成依頼をいつ頃から行っていたのかについては、合併前の旧町の時代からこの方法により実施されてきたものと理解しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、課長、再度聞きます。

結局、K構造さんには指名競争入札2件の委託、その分が752万4,000円とそれにあの方が落札した金額が565万円ということは、指名競争入札の分だけでも約1,300万円ほどのお金が入ってきますな、K構造さんに。違うかな。私の計算が違う。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 先ほども答弁させていただきましたが、随意契約によるK構造研究所を相手方とした契約件数だけで17件で、合計金額が1,385万1,000円です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 違う。私が言うのは指名競争入札した分の案件が2件で725万4,000円かかるとるじゃろという。前回9月議会のときにはっきり言われたよ、そういうて。指名競争入札委託料が2件で752万4,000円ですと。そこで指名競争入札というのは令和元年度は2件しかなかった。その分の2件の落札金額が565万円なんよ。ということは、この指名競争入札の分だけでも約1,300万円というお金がK構造には入るとるじゃろというて聞いたん。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員がおっしゃる五百何十万円というのが落札金額です。その契約について変更契約されてます。変更契約した後が先ほど答弁いたしました752万4,000円。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） はいじゃあれか、この2件の指名競争入札の565万円を含んで委託したんがたった752万4,000円ということじゃろ。そがに安い値段で。何ぼある、差額。752万円から565万円引いてみ。100万円ちょっとで書くんや。ちょっとでいうの、少しの金でその資料を作成してくれるのかということよ、歯がゆいな。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 当初入札して五百何十万円でしたかね、で、その後本庁舎改修工事で追加をしました、隣のやつを。それを変更しまして合計で752万4,000円です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） かみ合わんのう、話が。じゃけえ、この752万4,000円というのは何かって聞いたん、わしはの。おたくが言ったの指名競争入札委託料じゃけえの。委託料というたらこの入札金額が入ってない。委託というのは、お願いするのが委託料という。あんた前回そう言ったよ、9月議会ではっきりと。委託料が、指名競争入札委託料が2件で752万4,000円ですと。ほんじゃけえ、わしは何を委託したのかって聞いたんよ、今、このたびの。ほったら、今それもろもろ言うたけど、大変不思議に思うたのはな、その資料の委託費がなんで落札金額が高いんか思うて、わしは大きな疑念を抱いたけん今日ここで聞いたんだよ、また。ほったら今言いましたそういうもろもろのことを言われたけん。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 委託費として内容が、本庁舎改修の実施設計業務が44万6,000円、幼稚園の改修が307万8,000円を委託して合計で752万4,000円です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 個別事業はいいんだよ、私は。どうなんだ、どこがどうじゃろうとそういうこと関係ないんじゃ、わしにはな。この委託料と書くから、要するにわしらの頭の観念と課長の頭の構造とが違うんじゃなあ思うて、今感心したんじゃけどな。どこか1歩も2歩もずれとる。そして、もう一個あったようにこれ、どういうんかな、これも、3点目についても合併する以前からこういう方法でやりよったような趣旨のことを言われたけど、わし、合併する前にたまたま旧町の議員さんしよったけど、そのときにはこがな変な方法じゃなかったようなわし記憶あるけど、帰ってみりゃ資料があるけえ分かるけど。それ、仮に出してよ、資料を、わしや割に物持ちがええけえな、みな資料持っとんじや、あんたよう知つとるように。もし出てきたときに今答弁したことと違うとったらどう責任とるん。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 確かに合併当初議員されたということで資料お持ちかも分かりません。私の答弁は、いつ頃から行っていたのかということに対して合併前の旧町からこの方法に実施されてきたものと理解をしているということでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 理解はしとるということは間違っているかも分からないということですね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） そのとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ええ逃げ道探しましたのう、課長。感心するわ。わしらのぼんくらの頭じゃ浮かばんぞ、そういうことは。はい、この問題はこれでいいです。

議長、あと何ぼある、持ち時間。

○議長（信谷俊樹君） あと、35分に始まって今11時10分です。

○6番（森若 巖君） ほんじゃあ十分あるな。しっかりやるわ。

○議長（信谷俊樹君） あと20分ちょっとです。

○6番（森若 巖君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 最後の質問になります。

随意契約について。

平成31年、令和元年度第1回の定例議会は何月何日から何月何日まで開かれましたか。それが1点目。

また、平成29年4月から令和2年3月末までに随意契約の件数が46件、そのうちK構造研究所とは44件契約を締結したとか、これでは当初予算概算金額資料作成委託料は0円と言っても形を変えてK構造研究所に委託料を払っているのと同じではないか。当初予算概算金額資料作成委託料イコール随意契約の金額になつとります。また、設計監理業務については、平成28年に国土交通省が改定した資料によりますと、上限はおのおの50万円であります。だが、契約した中に上限50万円を超えた監理業務費がありますかと聞きますと、タヌキが煙に巻くように地方自治法施行令第167条に第1項第2号から9号の規定に該当する場合にはこの限りではないとのことでしたので、この2号から9号にはどのようなことが書かれているのか聞きたいですけど、説明受けよったら時間が消えますので、これは後で資料でください。また、国で決めたことより地方自治法のほうが優先する理由はどこにあるのか。これでは国土交通省が平成28年に上限金額を何のために改定したのか、それも伺いたい。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

質問1点目の平成31年第1回大崎上島町議会定例会については3月6日に開会し、3月15日に閉会しています。

質問2点目の地方自治法施行令については、先ほど後で資料をくださいということですが、例規に載っておりますが、必要でございます。

○6番（森若 巖君） いいです。

○総務企画課長（山本秀樹君） では、これは回答としてはよろしいということで。

○6番（森若 巖君） はい、いいです。

○総務企画課長（山本秀樹君） 質問3点目の国で定めたことより地方自治法のほうが優先する理由については、地方自治法も国の定めた法律となりますが、森若議員のお持ちの平成28年度に国土交通省が改定した資料の確認ができておりませんので、判断いたしかねます。

質問4点目の国土交通省は平成28年に上限金額を何のために改定したのかにつきましても、森若議員のお持ちの資料の内容確認ができておりませんので、判断いたしかねます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） まず1点目、今の質問を答弁を踏まえて質問しますが、平成31年度、令和元年度に事業計画した中に、工事入札は令和元年度10月21日にやっておりますと。随意契約は平成31年4月9日に締結した案件がありますが、いかなる理由で予算承認から僅か24日あまりで当初予算概算金額資料と同額でこの資料を作成したK構造研究所と契約を急いで締結した理由がありますか。理由があればお伺いしたい。また、見積書に監理業務費の記載がない事業も何点か僕の手元に資料がありますが、K構造研究所と監理業務費を含んだ金額で随意契約を締結しております。こういうことも可能なのかも伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） まず、初めに質問された随意契約が4月9日で契約したことについてでございますが、執行伺い自体は、先ほどの答弁で定例議会が終了した後に執行伺いは作成ができます。ただし、予定価格は4月1日以降になります。設計書自体は予算が成立後に作成はできますので、可能ではないかと考えております。

設計と監理が別々ということのできるのかということですが、契約自体はできるも

のと考えております。しかし、昨今の状況を考えますと令和3年度、次年度以降につきましては、基本的に単年度内で終わる業務、工事についての設計については設計と監理を併せて発注をしていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほいじゃあ、今までは可能じゃったのか。今までは監理業務費がなかっても設計費用だけしか見積書が出てきてない、ここに。そういうことも今までは可能であったの。これからはできないけど、今までは可能であったのかって聞きよう。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 今までは、まず当然工事発注する前に、設計業務は工事発注する前に契約します。随契の場合は、見積書を徴収して随意契約します。その相手方が決まった工期に合わせて、後から監理業務を別途締結をしておりました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほんじゃおかしいぞ。わしがもらっとる資料の中には、ここにあるんよ。ほんじゃけど、この中には監理業務費というの一切入ってないんよ。3件、4件な。ほんじゃが、令和元年度の随意契約しとる中にはこの監理業務費の当初見積もった金額あるわな。その金額で契約しとるぞ。おかしいと思うわんか。工事設計及び監理業務費を含むという文言があれば、わしも何にも文句は言わん。ここのほかの4つは設計業務だけなんよ、これ。それなのに監理業務費を含んで令和元年度に当初予算、概算予算含んどるじゃろ。その金額で契約しとる。それ、可能なのか聞きよう。そしたら、総務企画課長は今こうこうでそれは今まではできましてと。これからはできませんと言われたというんだよ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 私がお答えしたのは、設計業務と監理業務を別々に発注したということで、設計業務の予算で監理業務を含んだ契約ができるという回答ではございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃあ、できるとはございませんというて実際にはこうやってしとる。ほんじゃけえ、わし言ようじゃろ。ここに監理業務費の文言が入っとんなら、わしも文句は何にも言わんと。それが入ってないのが、そこにわしが持つとる資料で4つま

で全部皆入ってない。それじゃのに、ここのところには監理業務費を組んでK構造研究所と契約しとるからこういうことも可能なのかって聞いた。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 当初予算の設計予算とそのときに監理業務の設計の別々で予算があった場合は、一緒にして発注することは可能です。

○6番（森若 巖君） 発注するのが可能じゃろ。要するに文言がないのにできるんかと聞きよう。できるもんにはこうやって文言が入るとんじゃ、ここにの。工事監理業務費じゃが、これらには設計業務、この後がないんだよ。ここに管理業務費があるんなら、わし何遍も言うように文句を言わん。じゃけえの、時間がないんじゃけえ手短に言うてくれ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 見積書に設計業務としか書いてないものについては、内容としたら設計業務だけだと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほんじゃなんでここに随意契約の金額の中に入るとんのか。おかしいじゃろと言うん。どっこも何にも見ようらのじゃない、あんたら。図面屋から出てきたら、はい、そのままスルーして確認せんのじゃないんか。この前のこの見積書の日付が落ちとるわと言ったら、量が多いですけえ落ちとりましたとって手書きで書いとったじゃろ。ああいう見積書なんて普通は通用せんので。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 申し訳ございません。その案件というのは岩白の屯所の。

○6番（森若 巖君） 後、あげるわ、資料。のう、課長。じゃあ、次の議員さんに申し送るわ。もう時間がないけえ。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、課長聞くんじゃけど、46件したうちの44件が今言うに随意契約した分の中にK構造研究所と契約しとるじゃない、締結を。あと2件というのは何や。分からんかな。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 申し訳ございません。今資料が手元にありません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） この2件は、町長選挙と県議会議員選挙のポスターの掲示があったじゃろ。あの件と思うぞ、2件というたら。そしたら、ちょうどぴったんこになる。このポスターの掲示の分はK構造入ってこれんけえな、随意契約しても。それでビンゴなんよ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） その選挙の委託については、選挙費関係の委託につきましては建設工事ではございませんので、例えば町道の維持でやっている業務とかと同じ扱いとしております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほいじゃあ悪いんじゃが、課長、もう2件は自分でちょっと調べてくれの。わしはこれじゃ思よったん。この2件が今言うように外れたら2件でちょうどビンゴになるから思うたんじゃが、自分は違うと答えてくれたけえな。その答えを自分で探して、わしに後資料くれ。

○議長（信谷俊樹君） あとで渡すって言やあええやんか。それ、何考えようんや。

総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 探して後でお渡しします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、これが最後の質問としますけど、令和2年度はここに当初予算概算金額資料こさえとる。やっぱしの、令和2年度の。そのときにこさえた資料とK構造研究所随意契約の金額が、2年度は大きな減になってる。元年度はほとんどそのまま横滑りで契約しとったんが、わしがこうして文句を言うたせいもあるんかも分からんけどな、ほとんど減。その理由はどこにあるんや。わしがおらんだせいか。声を出したからこういう状態になったのか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） そういったものは一切関係なくて、K構造が減額になったということは、そのK構造だけではなくて本年度発注いたしました建築等に係る設計及び監理、そういったもろもろの業務費の委託が減ったものだと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） そして、この令和2年度の事業の中に設計書はありませんと。そ

の代わり随意契約をしております。設計がないのに何のために随意契約したのか、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 設計がないのに業務委託をしたというもの自体が、ちょっと理解は私にはできません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ここに本郷消防屯所の設計はありませんと。その代わり41万8,000円で随意契約を結んでおりますと。何のためのこの41万8,000円なのか。設計がなかったら費用は出んのんじゃないか。ここに本郷消防屯所は設計図はありませんと。その代わり41万8,000円を執行しております、随意契約でな。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 設計を業務委託したのではなくて、直営で設計書を作成して工事を発注したものと思われま。業務委託をして設計書を作ってもらうのではなくて、直接職員が設計書、例えば見積書を集めたりして設計書を作って工事を発注したということで、業務委託としての設計書、成果物としての設計書はないということです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、職員が作成したんじゃない、この設計図面というものは。設計はありませんということは、業者が支度するんじゃないで職員がしたという説明じゃったろ。

○総務企画課長（山本秀樹君） 設計書はあるんです。

○6番（森若 巖君） 設計、ここなんだ。本郷消防屯所は設計はありません。その代わり、私が言いますように41万8,000円を執行しておりますと。ということは何のお金かって聞きよう、41万8,000円は。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 工事請負費です。

○6番（森若 巖君） 工事請負費はこぎゃあに安くないぞ。今、総務企画課長が工事請負費と言いましたけど、大変楽しみにして、また帰って調べてみます。これでもし間違っるときにはごめんなさいで済むの。のう、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） そのときは私の認識が間違っていたということで謝ります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） それでは、私もおなかがすきましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） ご苦労さまでした。

次に、道林清隆議員の発言を許します。

道林議員。

○10番（道林清隆君） 私のほうから1問質問をさせていただきます。

学校給食調理施設の在り方についてお尋ねをいたします。

現在、町立学校の学校給食ですが、給食センター1施設、学区内の調理場2施設でそれぞれ調理をされ、児童・生徒に提供をされておりますが、スタッフは栄養士、調理員など主には会計年度任用職員による運営となっております。昨今の状況といたしましては、調理スタッフの募集にやや苦慮してされているのではないかというふうに捉えております。短期的には要因としては、新たな調理場が開設された等々上げられるかも分かりません。この際、学区内調理場を廃止をして給食センター一元化を検討されてはいかがでしょうかということであります。食育の重要性から学内調理の効果は期待できるわけですが、現在では配食のための保温、保冷設備も進歩発展、発達をしておりますし、町内での配送距離も10キロメートル未満であることから、十分に対応可能と考えられます。人口の過疎、高齢化に歯止めがかからない当町では、今後も多くの業種で人材確保が困難になることが予想されるわけです。単なる労働力の確保に視点を注ぐのではなく、学校給食の重要性を鑑み、会計年度任用職員に頼るばかりでなく、将来的には常勤職員を中心に見据えての魅力的な給食センターの実現を目指すべきではないでしょうか。3施設が提供する給食は、1食当たりのコストの差も相当広がりつつあります。国、地方共に今後財政状況が厳しくなることが予測される中、公共施設の統廃合は避けて通れません。本町、大崎上島町でも人口減少に比例した行政コスト削減を図っていかなければ、町の将来に憂いを残すことになりかねません。この点からも給食センター一元化は喫緊の課題と捉えますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 道林議員の質問にお答えします。

本町には、学校給食調理場が3施設あり、調理方式は東野小学校と木江小学校の学校敷地内にあるいわゆる自校式と大崎学校給食センターによるセンター方式の2通りがございます。

ます。一般的に自校方式のメリットは、調理場が喫食者、ここでいいますと児童に当たるわけですけれども、児童と近いため、給食の温かさの面で優れていると言われております。また、本町の場合、東野小学校と木江小学校、大島上島幼稚園の園児、児童にとっては、身近に調理が行われていることから、食育、この面でも有効であると考えております。一方、デメリットは、調理場ごとに個別管理の徹底が求められ、老朽化した施設、設備の維持管理にも多額な費用がかかってまいります。また、センター方式のメリットでございまして、管理運営の一元化による運営経費の抑制や衛生管理の充実が上げられます。一方、デメリットとしては、自校方式と比べて配送に時間がかかることやそれによる食中毒発生のリスクの増大などが上げられます。このように自校方式とセンター方式にはそれぞれメリットとデメリットがあることから、当面は現状の調理方式を維持をしていきたいと考えています。しかしながら、さらなる児童・生徒の数の減少でありますとか施設整備の老朽化、あるいは調理員の確保、こういった問題は困難さを増してくるものと予想されますので、安心・安全な学校給食の実施を前提に経費削減や給食調理の効率化等の観点にも重点を置きながら、今後学校給食の在り方について調査なり研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 今、自校式が2施設、センター方式1施設ということですが、ここ数年設備更新等に相当多額の費用が発生しております。それぞれの児童・生徒数を見ても、小規模校とセンター方式とそんなに変わらない人が関わって調理をしているわけで、小規模の学校の施設については相当コスト的にも1食当たりが高くついているという現状だろうか。ですから、もちろん自校式がいいというのは、過去の教育委員会の見解でもセンター方式より自校式が食育の観点から必要であるという答弁も聞き及んでおりますが、センター方式の現在大崎地区ですね、こちらの生徒・児童数が小・中合わせて230名ぐらいですかね、当な割合を占めているところが自校式でなくてセンター方式。要するに、食育の観点からすると一歩後退してるという現状ですね。ですから、食育というのは非常に大切というのは分かるわけですが、一番生徒・児童数の多いところはセンター方式で甘んじてるということをどのように理解していいのか非常に迷っているところでありますが、今後この統廃合ということになると何らかの水準というんですかね、基準、この程度まで児童・生徒数が減るとその施設のエリア内、学校内での自校式はやめますという

おおよその目安というものがございましたら、提示いただきたい。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 議員の質問にお答えします。

俗に言う目安といったものは、今現在まだ考えておりません。先ほど答弁で申し上げましたように、今後の学校給食の在り方といったものは課題を含めまして調査研究をする必要があると思いますので、その中で出ていくものと思われれます。そして、給食調理場の統合ということになってまいりますと、当然住民感情、保護者のコンセンサス、こういったものも併せて必要かと思いますので、そういったものと加味しながら検討を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 給食センターに限らず、当町の人口減少というのは歯止めがかかっておりません。高齢化もどんどん進んでる。要するに、生産年齢人口がこのままの水準で維持できるとも思いませんし、いろんな業種で人材不足というのはもう目の当たりにしてるわけですから、やはりこの給食の調理員さん、先般来何度も防災無線で募集をかけてなかなか集まらないという現状から見ても、しかも今年度から臨時の職員さんも会計年度任用職員ということでそれなりの待遇改善もされておると同時に、やはりその職務に関する責任というものも重くなっていると思えますね。その辺りを十分理解していただかなければならないわけですが、町全体の公共施設の合理化というのはやはり進めていかないと、これだけ人口が減ってきて行政コストがかさんでしまうということは、要するに負債を次世代へ繰り越すということになってしまいますので、その辺りのバランス感覚というのは十分持っていただきたいというふうに思いますし、職員さんの自覚も、会計年度任用職員になって何が変わってどういう責任が生じるのかというのもしっかり自覚していただきたい。それと、やはりコストの差というものは常に直視をしていていただきたいと思えます。やはりセンター方式のエリア内の児童・生徒数が圧倒的に多いわけですから、これらとのバランスというのも見ていただきたいというふうに思います。ですから、あくまでもどういった水準になると統廃合を考えざるを得ないなという、幾らか長期的な視点での予測というのをぜひ今後内部でも検討されて確立していただきたいとお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで道林清隆議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

13時から再開いたします。

午前11時42分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 最後になったんですけど、本日は2問一般質問をさせていただきます。

まず第1問目なのですが、ごみ中継施設及びストックヤードの建設はということで質問させていただきます。

広島中央環境衛生組合が東広島市に建設している新ごみ処理施設広島中央エコパークは、来年10月より稼働開始の予定であります。当町の大崎上島環境センターの現焼却場は解体され、跡地に資源ごみのストックヤードを建設する計画となっております。また、ごみ中継施設が建設され、ごみ収集車で新施設に搬入することとなります。この費用は各市町が負担することになっておりますが、計画は予定どおり進捗できているのか。また、現在の進捗状況と今後の予定、問題点等、また大型工事となりますが、島内建設業者の下請工事等の受注が見込めるのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 尾尻議員の質問にお答えいたします。

現在、新ごみ施設広島中央エコパークは令和3年10月1日からの稼働を予定とし、整備を進めてるところでございます。これに伴い、新中継施設建設工事についても今月中に工事を着手し、工事の完了は広島中央エコパークの稼働開始に併せて令和3年9月末までの完成予定となっております。新中継施設建設工事完了後、令和3年12月末頃から現焼却施設の解体撤去工事を令和4年12月頃まで行い、解体撤去工事完了後、令和6年3月末までにストックヤード施設の建設を行う予定となっております。現段階では計画どおりに進捗しております。

次に、新中継施設建設に伴う町内業者の下請工事受注については、地元として高田町長、信谷議長から元請業者に対し地元への下請発注を依頼しており、現在数社の地元業者が下請の打診をされてるところでございます。また、中継施設及びストックヤードの建設に

当たり、地元行政区である大串区、瀬井区、原田区と建設同意に係る協定を締結済みで、今のところその他の問題点等はないものと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） もう計画どおり進まれとるとのことなんですが、今発注はもう済んだんでしょうか。すみません、受注業者はもう決定したんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 受注と言われるのは元請のほう。

○1番（尾尻康二君） ええ、元請の。

○保健衛生課長（竹下良二君） これは7月に12億6,500万円で契約を終わりました。

○1番（尾尻康二君） 終わったんですか。はあはあ。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今終わるとということで、工事はですから10月1日の稼働までには大まかなものはできるんですか、今の状況。まだ始まってないですよ、全然。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 中継施設に関しては、今月中から現場のほうの工事着手という予定になっており、令和3年9月末までの完成ということになっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それと、今の中継施設とストックヤードの建設が令和5年度までずっと続くようになってるんですけど、焼却施設解体が10月1日からですか。10月1日からのストックヤード建設工事というのもまだ残ってるんですかね。これはどういう形で行われるのか、ちょっと教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 工程でいいますと、まず初めに今月から現場に入ると言いましたが、まず中継施設の建設が一番初めに行われます。それが完成した後、今度今の現焼却施設の解体のほうに入ります。その解体が終わって、最後ストックヤード等の管理棟等を含めた構造物の建設ということになっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今のところ問題はなくいかれるということなんですけど、以前中国新聞に焼却施設の解体について資金繰りがちょっと大変なんで、他の市町村なんですけど、国のほうへ要望をすとかというような記事が出とるんですけど、大崎町上島はその辺は問題ないというあれも出てましたけど、そこらはそのとおりでよろしいんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 予算的には今までの計画どおりで十分だと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 分かりました。

あと、結構大型工事で、今コロナ禍でまた経済的にもちょっと落ち込んでるときで、地元の建設業者のほうへ発注をぜひ、大崎上島町の負担も大きいわけですから、そこらで仕事が落ちるような形を要望していきたいと思います。その辺もう一度、課長さん、どのように考えとってでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 下請の話でありますけど、今現在は元請業者から地元の業者へ打診をしているという段階で、解体については現焼却施設もちょっと大きい建物であり、あとダイオキシン等の問題もありますので、その辺を調査し、それからその辺の解体に入るんですけど、どうしても大きいということで解体は専門の業者になろうかと思えます。あと、土工事とかそういった分が地元の業者が受注できたらよろしいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 分かりました。

それでは、一旦座ります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それでは、2問目に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

2問目ですが、カーボンリサイクル事業の進捗状況はということでございます。

経済産業省が当町において、カーボンリサイクル事業の拠点化の整備を行うCO₂有効

利用拠点化推進事業と2030年実用化に向けCO₂有効利用に係る要素技術開発及び実証試験等を行う研究拠点におけるCO₂有効利用技術開発実証事業、この2つの事業が決定しておりますが、この事業について本年より開始される予定と聞いております。現在までの拠点施設の開設は行われているのか。また、今後この2つの事業はどのように取り組まれていくのか。今の時点で分かるところでいいので、お伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 尾尻議員の質問にお答えします。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOと申しますが、そのNEDOの委託事業として中国電力大崎発電所構内において実施される事業は、先ほど尾尻議員よりありました拠点化推進拠点整備及び研究開発の2つの事業分野ですが、この事業期間は本年度から2024年度までの5年間で実施されると聞いております。このうち拠点化推進拠点整備分野を大崎クールジェンと石炭エネルギーセンター、研究開発分野で中国電力、広島大学など6団体が参画し、CO₂有効利用コンクリートの研究開発、カーボンリサイクルを志向した化成品選択合成技術の研究開発など3事業を実施する計画であり、合計5事業が本年8月5日に採択されております。さらに、日本微細藻類技術協会が行う微細藻類由来バイオジェット燃料生産の産業化とCO₂利用効率の向上に資する拠点整備技術開発事業が10月5日に採択されました。現状、拠点施設の開設は行われておりません。施設建設を行うための造成工事の現地着工は2021年4月以降となり、来年度以降随時各事業者が研究分野ごとに実証研究を開始するとのことです。次世代につながる調査研究として国の中でも特に注目されている試験と認識しており、本町も非常に成果を期待しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 大体次の概要が分かりました。

今、拠点はまだできてないということなんですけど、この拠点はいつ頃できるかというのは分かっているんですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 先ほども申しましたとおり、着工は来年4月以降でございます。拠点整備としましては、現在のスケジュールとしましては2022年度に完成するというのを伺っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 今もいろいろと事業がこれから2021年4月以降行われるということなんですが、やはり今この島内経済にプラスになるような要素というのは、どの辺があるんか、考えられる、そこらが分かりますか。工事が出てくるとか、そこらのは見込めないんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） まだ工事について着手等されていないので、その点についてはこれから協議といたしますか、話をしていくところではないかと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 分かりました。まだちょっと始まってもなかなか経済的なものも効果が出てくるのはちょっと時間がかかるというような感じを受けました。今、クールジェンさんの工事とかそこらの事業も終わってます。ちょっと島内の経済もコロナの影響下にもあり、寂しい状況になってるんで、これを、この事業は順調に取り組んで町のほうも対応していただけたらと思います。答弁は結構でございます。

これで2つの質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで尾尻康二議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

9日も9時から開会いたします。

午後1時16分 散会